

◎コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者などの社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、講演、説明会、冠婚葬祭、受診、相談、親睦会等において手話通訳、要約筆記を必要とする場合に、依頼に応じて手話奉仕員、要約筆記員を無料で派遣します。

- ◎対象 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい、または音声機能・言語機能障がいのある人で、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある人
- ◎派遣区域 原則として山口県内
- ◎派遣時間 9:00～17:00
- ◎申込先 高齢障害課
社会福祉協議会山陽支所 (☎72-1813)

◎特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。詳しくは、お問い合わせください。

■特別障害者手当

◎対象 20歳以上で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複している場合やこれらと同程度の疾病、精神障がいを有している場合で、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額26,260円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■障害児福祉手当

◎対象 20歳未満で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の児童

◎手当の額 月額14,280円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■特別児童扶養手当

◎対象 20歳未満で、身体または精神に中度から重度の障がいのある児童を養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当の額 1級：月額50,400円
2級：月額33,570円

◎問い合わせ先
こども福祉課 (☎82-1175)

各手当とも所得制限があり、申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合、手当は支給されません。また、施設に入所している場合(特別障害者手当については、3か月以上入院している場合を含む)も手当は支給されません。

☎電話・携帯電話に関する制度

◇NTT 無料番号案内(104)

- ◆対象 身体障害者手帳1級から6級までの視覚障がい、同手帳1級または2級の肢体不自由(下肢障がいは除く)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ◆申込先 NTT (☎0120-104174)

◇携帯電話基本使用料等の割引サービス

- ◆対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ※割引内容や手続きなど詳しくはお問い合わせください。
- ◆問い合わせ・申込先 各携帯電話会社